

ハッ場ダム住民訴訟通信-35

08.01.31 発行

利水証人に嶋津暉之氏。治水証人に大熊孝氏。原告弁護団強く要望。

ハッ場裁判の主戦場は茨城に。私たちの市民力が実りました。そして問われます。

1月22日、第14回ハッ場ダム裁判は20分の口頭弁論の後、ただちに裁判進行協議に入りました。今回のテーマは1都5県で重複する証人を調整して、茨城のために絞り込んだ証人の是非を協議するもの。原告側弁護団は「訴訟の骨格になる利水と治水の証人尋問は茨城でやりたい」と主張。嶋津暉之氏、大熊孝氏の採用を強く要望しました。

茨城弁護団の証人申請は以下の通り（敬称略）。

利水：嶋津暉之（茨城県の水余り）、柏村忠志（茨城県と市町村の水需要決定のしくみ）
治水：大熊孝（利根川の治水計画の矛盾） 環境：花輪伸一（ハッ場ダムの環境破壊）
財政：西川伸一（無駄な公共事業の実態） 敵性証人：根本雅博（前・県水・土地課長）
仙波操（現・県水・土地課長） 柏木才助（国土交通省関東地方整備局河川部長）他。

協議の結果、裁判長は被告側弁護士の「茨城も群馬のように意見陳述書を見てからにして欲しい」との主張を取り入れ、意見書の提出を待って採用とすることとなりました。五来弁護士は「茨城だけ突出する訳に行かないから、バランスをとったのでしょうか」と語りました。

工期延長は県としても撤退のチャンスではないか。濱田篤信さん渾身の陳述。

原告意見陳述は濱田篤信さん。「水余りと財政難に苦しむ茨城県にとって、今回の工期延長は撤退のまたとない機会だ。県民のために決断しなさい」と、被告席に向かい語りました。

茨城県は工期延長によって、ハッ場ダムの完成年である2015年には、一日60万トンもの水余りになると「いばらき水のマスタープラン」が記しています。9.4万トンのハッ場ダムからの水が不要なことは幼稚園児でもわかります。茨城県民として、これ以上県に“恥知らずなこと”はさせたくない。そんな思いが濱田さんの陳述からにじみ出ていました。

ただ今5466筆。無駄なダムからの撤退、水道料金引き下げへ。県民の声続々。

茨城県の水問題を考える市民連絡会が進める「無駄なダム建設から撤退し、水道料金の引き下げを求める請願」署名運動は、全県の支持をいただき5000筆の大台を超えました。でも目標は1万筆以上。牢固とした県行政、県議会を動かすには何としても必要と考えています。幸か不幸か、ハッ場ダムの工期延長を審議するのは3月議会になりそうです。署名請願も同じ議会です。沢山の請願署名を積み上げ、県会議員の良心に迫りましょう。

締め切りは3月10日。もうひと踏ん張りお願いします。署名用紙を同封します。

第15回ハッ場ダム裁判

日時：5月13日（火）午後2時30分 口頭弁論20分 裁判進行協議40分

先延ばしになった証人が決定します。全国の市民の目が見守ります。是非ご参加ください。

先の第14回裁判は、取手市議選の最中とあって傍聴者の減少が心配されましたが、事務局の呼びかけに多くの方が応えていただき、傍聴席は満員の盛況でした。当日参加された方はもちろん、ご都合のつかなかった方々の熱意も後押ししたいと思います。有難うございました。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志
事務局：神原禮二〒302-0023 取手市白山 1-8-5 tel/fax: 取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010